

育成、IT活用基盤の整備、地域における支援体制の整備を行うとともに、電子政府・電子自治体の推進にあたっては、中小企業の利用促進につながるようにすること。

[具体的な要望事項]

1 中小企業経営者へのIT活用の啓発のための研修等を充実するとともに、情報システム担当者の育成支援策を拡充すること。

2 中小企業向けの安価で使いやすいASP・SaaSの活用基盤を整備するとともに、組合等を活用した情報システムの構築等の支援策を拡充すること。

3 地域ITベンダーと地域中小企業のネットワーク化を図り、地域中小企業のIT活用支援体制を整備すること。

4 電子政府・電子自治体の推進にあたっては、中小企業の利用しやすいシステムにするとともに、行政手続の簡素化に向けた取組みを推進すること。

2 | 中小企業金融機能の維持、制度のさらなる拡充等

原油・原材料価格高騰の外部要因や景気変動等の影響を受けやすい中小企業を金融面から支援するため、中小企業金融機能の維持・強化、信用補完制度の適正な見直し、担保や保証に依存しない融資慣行の定着化に向けた取組みなど、中小企業金融対策を一層充実させること。

また、小規模事業者に対する金融の円滑化と地域経済の発展に大きな役割を發揮している信用組合が、相互扶助による協同組織金融機関として、今後もその機能・役割を効果的に果たすことができるよう、必要な措置を講ずること。

[具体的な要望事項]

1 株式会社化した商工中金及び統合した日本政策金融公庫については、これまで金融危機時等において中小企業に対して果たしてきた役割・機能が将来にわたり十分発揮されるよう、融資制度のさらなる充実（マル経資金の貸付対象者の弾力化等）も含め万全な措置を講ずること。

2 不動産担保や人的保証に過度に依存しない融資慣行の定着化（技術力等の重視、個人保証限度の見直し等）に向けての取組みを一層推進すること。中小企業金融制度のさらなる充実、セーフティネット保証対象業種の恒久的な運用基準等の弾力化や信用補完制度における責任共有制度（部分保証）のフォローを十分行い、中小企業に対する貸し渋りや貸し剥がしが再燃することのないよう必要な対策を講ずること。

3 高度化事業（高度化資金貸付制度）は、中小企業が新たな事業展開を行う上で極めて重要な制度であることから、環境変化に対応した適切な運用面の改善を行うこと。また、団地の組合員の倒産等によって生じた跡地について、組合員の円滑な入れ替え等ができるようにするために、組合が一時的に買い取る場合の借入金に関わる支援措置を講ずること。

4 中小企業倒産防止共済制度・小規模企業共済制度については、小規模事業者の利便性向上のため、制度の充実を図ること。

5 ゆうちょ銀行の業務のあり方については、地域経済や金

融において混乱をきたさぬよう、信用組合をはじめとする民間金融機関の地域金融機能や公平な競争条件を引き続き確保する観点から、特に、以下の点に留意し議論を行うこと。

- (1)協同組織金融機関である信用組合等の地域金融機能を今後とも堅持すること。
- (2)完全民営化移行期間中の預入限度の引上げや撤廃、事業性貸出業務への新規進出は行わないこと。

3 | 事業承継税制の確実な実施など中小企業の活性化に向けた税制支援の拡充

中小企業経営者が安心して経営に専心できるよう、事業承継税制の確実な制度化を図るとともに、事業承継円滑化のための総合的な支援を強化すること。

中小企業関係税制、中小企業組合関係税制等の充実・強化を図ること。

拙速な消費税の引上げの議論は行わないこと。また、環境税は創設しないこと。

[具体的な要望事項]

1 事業承継税制の確実な実施

取引相場のない株式等に係る相続税の80%の納税猶予制度について、平成20年10月1日に遡及して確実に実施するとともに、猶予税額が免除される一定の場合の具体化や株式の生前贈与の促進を図るための措置の導入をはじめ中小企業経営者や後継者にとって使い勝手のよい制度となるよう配慮すること。また、廃業と開業のマッチング支援、事業用資産買取りの金融支援など事業承継円滑化のための総合的な支援を強化すること。

2 中小企業関係税制の充実強化

- (1)法人税法上の中小法人の定義を中小企業基本法に定める中小企業の定義と同様にすること。
- (2)中小法人に対する法人税の軽減税率を引き下げるとともに、その適用所得範囲を拡大すること。
- (3)中小法人の交際費の損金算入措置を延長するとともに、その限度額を引き上げること。
- (4)固定資産税の負担軽減を図ること。
- (5)個人事業主の事業承継や事業主報酬に係る勤労性に配慮した税制措置を講ずること。
- (6)省エネ・新エネ・低炭素経営の促進に対する税制措置を講ずること。
- (7)土壤汚染対策等中小企業の環境引当金に対する税制措置を講ずること。
- (8)地域コミュニティを担う商店街の活性化に向けた税制措置を講ずること。
- (9)中小企業の事業再生に伴う登録免許税・不動産取得税の軽減措置を講ずること。
- (10)適用期限の到来する次の租税特別措置等を延長すること。また、適用期限の到来しない国税の特別措置、地方税の特例措置の廃止・縮減は行わないこと。
 - ①中小企業等基盤強化税制
 - ②人材投資促進税制
 - ③企業立地促進税制
 - ④中小企業新事業活動促進法に基づく計画承認、地域資源活用促進法及び農商工等連携促進法に基づく計画認定を受けた事業者が行う設備投資の支援に対する税制